

# 令和7年6月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第57号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償 に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・	1

件 名	亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	選挙管理委員会 事 務 局
-----	-------------------------------------	------------------

## 1 制定・改廃の背景と趣旨

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）の一部が改正され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙長（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙にあつては選挙分会長、参議院合同選挙区選挙にあつては選挙長及び選挙分会長）等の費用弁償額が引き上げられたことから、これに準じて市の選挙管理委員会において選任する選挙長等の報酬の額を引き上げるため、所要の改正を行うものです。

## 2 改正内容

選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人及び選挙立会人の報酬の額（日額）を次のように引き上げます。 <別表関係>

区分	改正前		改正後	
選挙長	10,800円		12,200円	
投票所の投票管理者	12,800円		14,500円	
期日前投票所の投票管理者	11,300円		12,800円	
開票管理者	10,800円		12,200円	
投票所の投票立会人	立会時間が7時間を超える者	10,900円	立会時間が7時間を超える者	12,400円
	立会時間が7時間以下の者	5,450円	立会時間が7時間以下の者	6,200円
期日前投票所の投票立会人	立会時間が6時間を超える者	9,600円	立会時間が6時間を超える者	10,900円
	立会時間が6時間以下の者	4,800円	立会時間が6時間以下の者	5,450円
開票立会人	8,900円		10,100円	
選挙立会人	8,900円		10,100円	

### 3 その他

施行日は、公布の日とし、施行日以後に選挙期日（投票日）を公示され、又は告示される選挙について適用します。